

記三書面ヲ添付シ一昨十一日更ニ郵送セリ  
而シテ會社ハ罷業ニ参加セザル職工ヲ多数出  
勤セルト臨時職工ノ募集容易ナリシヲ以テ總  
務部ハ強硬ナリ  
以上ノ状況ニシテ今後ノ行動ハ嚴重警戒  
ヲ及 申(通)報候也

「別記」

決議

日本フライウィング會社身裁ニ對シテハ會社身裁委員志  
氏ハ労働者ノ窮状ヲ慈視シ多数ノ土工ヲ自ラ率ヒ時ニ  
光泰ヲ持シテ吾等ノ切實ナル要求ヲ好意シツ、アリ如  
斯行為ニ對シテ自治体ノ責任者ニハ可長上杉章雄氏ノ  
賢明ナル処置ヲ要求スル  
右決議ス

大正十五年七月十二日

豊島合同労働組合

日本フライウィング身裁闘